

に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 6 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第38条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生したときは、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、当該事故に係る損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防認知症対応型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（地域との連携等）

第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（記録の整備）

第41条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者、

設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防認知症対応型通所介護計画
- (2) 第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第25条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その

置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

- (2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防認知症対応型通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型通所介護計画を作成するものとする。
- (3) 介護予防認知症対応型通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合においては、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画を作成したときは、当該介護予防認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切に行うものとする。
- (7) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (8) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (9) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) 介護予防認知症対応型通所介護従業者は、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当

該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

(13) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行うものとする。

2 前項（第13号を除く。）の規定は、同号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針

（基本方針）

第44条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せ

て受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準等条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う介護予防小規模多機能型居宅介護（第7項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第5項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。
- 4 第1項の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。
- 5 宿泊サービス（登録者を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護（第7項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜

の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

6 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

(2) 指定地域密着型特定施設

(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設

(4) 指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第192条第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所（同項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者（指定地域密着型サービス基準等条例第192条第1項に規定する複合型サービス従業者をいう。）により当該サテライト型指定介護

予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。

10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

11 前項の介護支援専門員は、基準省令第44条第11項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第68条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

13 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項から第12項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護

事業所に併設する前条第6項各号に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第 号。以下「指定居宅サービス等基準等条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準等条例第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）に従事することができるものとする。

2 前項本文及び指定地域密着型サービス基準等条例第193条第1項の規定にかかわらず、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができるものとする。

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第2項及び第74条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、基準省令第45条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、基準省令第46条に規定する厚生労働

働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 設備に関する基準

(登録定員及び利用定員)

第48条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を25人（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とする。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人）まで

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、6人）まで

(設備及び備品等)

第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(2) 宿泊室

ア 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。

イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。

ウ ア及びイを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利

用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。

- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域に設けるようにしなければならない。
- 5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準等条例第87条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第50条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第45条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第68条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防サービス事業者等との連携)

第51条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、介護予防サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提

供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。

- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第52条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

- (2) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額

- (3) 食事の提供に要する費用

- (4) 宿泊に要する費用

- (5) おむつ代

- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供において提供さ

れる便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、基準省令第52条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第55条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、市町村（法第54条の2第9項において準用する法第41条第10項の規定により法第54条の2第8項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、指定介護予防サービス等の利用に係る計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

(利用者に対する指定介護予防サービス等の利用に係る計画等の書類の交付)

第56条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の指定介護予防サービス等の利用に係る計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(緊急時等の対応)

第57条 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行っている場合において利用者に病状の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が定めた

協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第58条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員
- (5) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第59条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第60条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難又は救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築するよう

努めなければならない。

(協力医療機関等)

第61条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(調査への協力等)

第62条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切な指定介護予防小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(地域との連携等)

第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第64条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続することができるよう支援することを前提としつつ、利用者が第45条第6項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(記録の整備)

第65条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 指定介護予防サービス等の利用に係る計画

(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護計画

(3) 第54条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第63条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(5) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(6) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(7) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(8) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条及び第32条から第39条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第67条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第68条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第44条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等

利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

- (2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防支援等基準第30条各号に掲げる具体的取組方針及び指定介護予防支援等基準第31条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。
- (3) 介護支援専門員又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の研修修了者（以下この条において「介護支援専門員等」という。）は、第1号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。
- (4) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (6) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成したときは、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。
- (7) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当かつ適切に行うものとする。
- (8) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (9) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (10) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、

利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(11) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。

(12) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

(13) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握（次号において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。

(14) 介護支援専門員等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うものとする。

2 前項（第14号を除く。）の規定は、同号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。

（介護等）

第69条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における介護予防小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

（社会生活上の便宜の提供等）

第70条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第71条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（法第8条の2第17項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、次条第1項の従業者に対し、研修の機会を確保しなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準等条例第110条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第75条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間

帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項の介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前各項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、指定地域密着型サービス基準等条例第83条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。
- 6 前項の計画作成担当者は、基準省令第70条第6項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
- 7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。
- 8 前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。
- 9 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。
- 10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定

地域密着型サービス基準等条例第111条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、基準省令第71条第2項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、基準省令第72条の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 設備に関する基準

(設備に関する基準)

第75条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。

2 共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第83条において同じ。）を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。

3 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とするることができるものとする。

4 一の居室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。

- 5 居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域に設けるようにしなければならない。
- 7 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準等条例第114条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(入退居)

第76条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居のときは、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、介護予防支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第77条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び

入居する共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、それぞれ利用者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第78条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合においてその利用者から支払を受ける当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用料の額と、指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項に定めるもののほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食材料費

(2) 理美容代

(3) おむつ代

- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第79条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(管理者による管理)

第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第81条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第82条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第83条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限

りでない。

(協力医療機関等)

第84条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第85条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、要支援被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受してはならない。

(記録の整備)

第86条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護計画

(2) 第77条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第79条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 次条において準用する第63条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第39条まで、第57条、第60条、第62条及び第63条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

第88条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、

利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針)

第89条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の方針は、第71条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 計画作成担当者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成するものとする。
- (3) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。
- (4) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成したときは、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行わなければならない。
- (7) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならない。
- (8) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- (9) 計画作成担当者は、他の介護従業者及び利用者が介護予防認知症対応型共同生活介護計画

に基づき利用する他の指定介護予防サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。

(10) 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。

2 前項（第10号を除く。）の規定は、同号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

（介護等）

第90条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

（社会生活上の便宜の提供等）

第91条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号。以下「平成18年

改正令」という。) 附則第3条の規定により指定介護予防認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第7条第2項及び第11条第2項の規定の適用については、第7条第2項中「者であって、基準省令第22条第4項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第11条第2項中「者であって、第7条第2項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。

- 3 平成18年改正令附則第5条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、この条例の施行の際現に2を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第75条第1項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。

大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について

平成 25 年 2 月 19 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 4 項の規定に基づき、同条第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第 2 条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者を指定しようとするときは、規則又は教育委員会規則（以下「規則等」という。）で定めるところにより、選定に参加する法人その他の団体（以下「法人等」という。）に必要な資格、管理の基準その他選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。ただし、本市の施策その他の事由により公募の方法によらないことについて合理的な理由があるときは、市長等は、公募によらず、指定施設（指定管理者に管理を行わせようとし、又は行わせている公の施設をいう。以下同じ。）の管理を行わせようとする法人等を指名することができる。

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとする法人等（前条ただし書の規定により公募によらないこととされる指定施設にあっては、同条ただし書の規定による指名を受けた法人等に限る。）は、規則等で定めるところにより、事業計画書その他市長等が必要と認める書類を添えて市長等に申請しなければならない。

(指定候補者の選定)

第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る指定施設に関する条例で定める指定の基準に照らして審査した上、指定管理者の候補となる法人等（以下「指定候補者」という。）を選定するものとする。

2 市長等は、指定候補者を選定したときは、指定候補者以外の前条の規定による申請をした法人等（以下「非選定者」という。）に対し、指定管理者に指定しない旨を通知するものとする。

3 市長等は、第1項の規定により指定候補者を選定した後、法第244条の2第6項の規定による市議会の議決を経るまでの間に、当該指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、当該指定候補者に対し指定管理者に指定しない旨を通知するとともに、非選定者の中から指定候補者を選定することができる。

（指定管理者の指定）

第5条 市長等は、指定候補者を指定管理者に指定する旨の議案が市議会において可決されたときは、速やかに当該指定候補者を指定管理者に指定しなければならない。

2 市長等は、前項の議案が市議会において否決されたときは、速やかに当該指定候補者を指定管理者に指定しない旨の通知をするものとする。

（業務の休止）

第6条 指定管理者は、天災その他の事由により指定施設の管理の業務の全部又は一部を行うことが困難となった場合において、当該業務の全部又は一部を休止しようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受けなければならない。

（原状回復義務）

第7条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき（当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。）、又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消されたときは、速やかにその管理しなくなった指定施設及びその設備を原状に回復しなければならない。ただし、市長等が特に支障がないと認めたときは、この限りでない。

（市長等による管理）

第8条 市長等は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、指定施設に係る条例の規定にかかわらず、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(1) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(2) 指定管理者が第6条の規定による市長等の承認を受けて管理の業務の全部又は一部を休止したとき。

- 2 前項の規定により市長等が指定施設の管理の業務の全部又は一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）を行うときは、新たに指定管理者を指定し、又は管理の業務の停止若しくは休止の期間が終了するまでの間、当該指定施設に係る条例に定める利用料金の上限額を超えない範囲で規則で定める使用料を徴収する。

（個人情報の保護等）

第9条 指定管理者は、指定施設を管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者又は指定施設の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、その業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職を退いた後においても、同様とする。

（指定管理者の指定等の告示）

第10条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

- (1) 法第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定したとき。
- (2) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- (3) 指定管理者の名称その他の規則等で定める事項に変更が生じたとき。

（指定管理者選定委員会）

第11条 指定候補者の選定を行うため、市長等の附属機関として、次の各号に掲げる指定施設の区分に応じ、当該各号に定める指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- (1) 市民部が所管する指定施設 大津市市民部指定管理者選定委員会
- (2) 福祉子ども部が所管する指定施設 大津市福祉子ども部指定管理者選定委員会
- (3) 健康保険部が所管する指定施設 大津市健康保険部指定管理者選定委員会
- (4) 産業観光部が所管する指定施設 大津市産業観光部指定管理者選定委員会
- (5) 都市計画部が所管する指定施設 大津市都市計画部指定管理者選定委員会
- (6) 建設部が所管する指定施設 大津市建設部指定管理者選定委員会
- (7) 教育委員会が所管する指定施設 大津市教育委員会指定管理者選定委員会

- 2 市長等は、指定候補者の選定を行うときは、前項各号に掲げる選定委員会に諮問しなければ

ならない。ただし、その設置目的若しくは事業の内容が密接に関連し、又は一の敷地若しくは建物に存する2以上の指定施設の管理を同一の指定管理者に一体的に行わせようとする場合において、市長等が諮問しなければならない選定委員会が2以上であるときは、市長等は、当該2以上の選定委員会のうち諮問すべき選定委員会を決定し、当該決定した選定委員会に諮問することができる。

- 3 選定委員会は、市長等の諮問に応じ、指定候補者の選定に関する事項について調査審議し、その結果を答申する。

第12条 選定委員会は、委員6人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。ただし、第2号に掲げる委員の数は、委員の半数を超えてはならない。

- (1) 学識経験を有する者

- (2) 市長等が指名する市職員

- 3 前項第1号に掲げる委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の末日までとする。

- 4 委員は、再任されることができる。

- 5 選定委員会に、必要に応じ、2人以内の特別委員を置くことができる。

- 6 特別委員は、市職員以外の者のうちから市長等が委嘱する。

- 7 特別委員の任期は、市長等が必要と認める期間とする。

- 8 委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 9 選定委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 10 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

- 11 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

第13条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 3 選定委員会の議事は、出席した委員及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 4 前2項の規定による会議又は議事の定足数については、委員長は、委員として計算するものとする。

5 選定委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(大津市都市公園条例の一部改正)

第2条 大津市都市公園条例（昭和40年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第13条の3の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第13条の3第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第13条の4を削り、第13条の5を第13条の4とする。

(大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和42年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第11条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第12条第3項及び第4項を削る。

(大津市立障害者福祉センター条例の一部改正)

第4条 大津市立障害者福祉センター条例（昭和49年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第9条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第10条第3項及び第4項を削る。

(大津市民会館条例の一部改正)

第5条 大津市民会館条例（昭和49年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第10条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第11条第3項及び第4項を削る。

(大津市市民プール条例の一部改正)

第6条 大津市市民プール条例（昭和50年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第10条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第11条第3項及び第4項を削る。

(大津市大谷乗馬場条例の一部改正)

第7条 大津市大谷乗馬場条例（昭和52年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第10条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第11条第3項及び第4項を削る。

(大津市自転車駐車場条例の一部改正)

第8条 大津市自転車駐車場条例（昭和54年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第9条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第10条第3項及び第4項を削る。

(大津市漁港等管理条例の一部改正)

第9条 大津市漁港等管理条例（昭和55年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第17条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第17条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第18条を削り、第19条を第18条とし、第20条から第22条までを1条ずつ繰り上げる。

(大津市老人福祉センター条例の一部改正)

第10条 大津市老人福祉センター条例(昭和55年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第11条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第12条第3項及び第4項を削る。

(大津市勤労福祉センター条例の一部改正)

第11条 大津市勤労福祉センター条例(昭和60年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第10条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第11条第3項及び第4項を削る。

(大津市立森林キャンプ村条例の一部改正)

第12条 大津市立森林キャンプ村条例(昭和62年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第10条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第11条第3項及び第4項を削る。

(大津市総合保健センター条例の一部改正)

第13条 大津市総合保健センター条例(昭和63年条例第38号)の一部を次のように改正す

る。

第9条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改め、同項を同条とする。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第10条を削る。

第11条第3項及び第4項を削り、同条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

(大津市街並み博物館条例の一部改正)

第14条 大津市街並み博物館条例（平成2年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第9条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第10条第3項及び第4項を削る。

(大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例（平成5年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第9条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第10条第3項及び第4項を削る。

(大津市老人デイサービスセンター条例の一部改正)

第16条 大津市老人デイサービスセンター条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第11条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第12条第3項及び第4項を削る。

(大津市伝統芸能会館条例の一部改正)

第17条 大津市伝統芸能会館条例（平成7年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第9条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第10条第3項及び第4項を削る。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

(大津市斎場条例の一部改正)

第18条 大津市斎場条例（平成7年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改め、同項を同条とする。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第9条を削る。

第10条第3項及び第4項を削り、同条を第9条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

(道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部改正)

第19条 道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例（平成8年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第11条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

(大津市ふれあいプラザ条例の一部改正)

第20条 大津市ふれあいプラザ条例（平成9年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第9条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第10条第3項及び第4項を削る。

(大津市自動車駐車場条例の一部改正)

第21条 大津市自動車駐車場条例（平成9年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第11条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

(大津市スカイプラザ浜大津条例の一部改正)

第22条 大津市スカイプラザ浜大津条例（平成10年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第10条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第11条第3項及び第4項を削る。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

(大津市サイクリングターミナル条例の一部改正)

第23条 大津市サイクリングターミナル条例（平成13年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第9条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第10条第3項及び第4項を削る。

(大津市公人屋敷の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第24条 大津市公人屋敷の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各

号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第7条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第8条第3項及び第4項を削る。

(大津市子育て総合支援センター条例の一部改正)

第25条 大津市子育て総合支援センター条例（平成17年条例第70号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第9条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第10条第3項及び第4項を削る。

附則第3項及び第4項を削る。

(大津市市民活動センター条例の一部改正)

第26条 大津市市民活動センター条例（平成17年条例第91号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第9条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第10条第3項及び第4項を削る。

(大津市木戸コミュニティセンター条例の一部改正)

第27条 大津市木戸コミュニティセンター条例（平成17年条例第92号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第9条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第10条第3項及び第4項を削る。

(大津市温泉保養交流施設条例の一部改正)

第28条 大津市温泉保養交流施設条例（平成17年条例第96号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第10条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第11条第3項及び第4項を削る。

（大津市立野外活動施設条例の一部改正）

第29条 大津市立野外活動施設条例（平成17年条例第100号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第6条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第7条第3項及び第4項を削る。

（大津市つどいの広場条例の一部改正）

第30条 大津市つどいの広場条例（平成20年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改め、同項を同条とする。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第8条を削る。

第9条第3項及び第4項を削り、同条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

（大津市旧大津公会堂条例の一部改正）

第31条 大津市旧大津公会堂条例（平成21年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第9条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第10条第3項及び第4項を削る。

(大津市立母子生活支援施設条例の一部改正)

第32条 大津市立母子生活支援施設条例（平成22年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改め、同項を同条とする。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第8条及び第9条を削り、第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

附則第3項から第5項までを削り、附則第6項を附則第3項とする。

(大津市おごと温泉観光公園条例の一部改正)

第33条 大津市おごと温泉観光公園条例（平成22年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改め、同項を同条とする。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第8条を削る。

第9条第3項及び第4項を削り、同条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

平成 25 年度における職員の給与の特例に関する条例の制定について

平成 25 年 2 月 19 日提出

大 津 市 長 越 直 美

平成 25 年度における職員の給与の特例に関する条例

(市長等の給料月額の特例)

第 1 条 市長、副市長、公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）における給料月額は、大津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和 31 年条例第 20 号）第 3 条第 1 項、大津市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和 41 年条例第 39 号）第 3 条第 1 項、大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 31 年条例第 22 号）第 3 条第 1 項及び大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例（昭和 36 年条例第 17 号）第 3 条の規定にかかわらず、これらの規定による額からその 100 分の 3.8 に相当する額を減じた額とする。ただし、地域手当（他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。）、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定による額とする。

(一般職の職員の給料月額の特例)

第 2 条 大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 21 号。以下「給与条例」という。）第 3 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号イに掲げる給料表又は大津市教育公務員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 22 号。以下「教育公務員給与条例」という。）第 4 条第 1 項に掲げる給料表の適用を受ける職員の特例期間における給料月額は、給与条例第 3 条から第 5 条まで及び大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年条例第 20 号）附則第 7 項から第 9 項まで又は教育公務員給与条例第 4 条から第 6 条まで及び大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年条例第 40 号）附則第 7 項

から第9項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下「基礎給料月額」という。）から、次の表の左欄に掲げる当該職員の職の区分に応じ、同表の右欄に定める割合に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当（地域手当にあっては、他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。以下同じ。）の額、給料の調整額（手当の額及び勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合に限る。）、勤務1時間当たりの給与額（大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号）第14条第3項、大津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）第17条第1項若しくは第20条第1項において読み替えて準用する給与条例第14条第1項若しくは大津市職員の育児休業等に関する条例第23条、大津市職員の修学部分休業に関する条例（平成17年条例第2号）第3条又は給与条例第12条（教育公務員給与条例第14条第1項において準用する場合を含む。）の規定による給与の額の算出の基礎となる場合を除く。）及び教職調整額（手当の額の算出の基礎となる場合に限る。）の算出の基礎となる給料月額は、基礎給料月額とする。

部長及び部長相当職	100分の2.9
次長及び次長相当職	100分の2.6
課長及び課長相当職	100分の2.3
課長補佐及び課長補佐相当職	100分の1.3
大津市立幼稚園の園長及び園長相当職	100分の1.3

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

大津市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

平成 25 年 2 月 19 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、大津市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 大津市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 大津市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 大津市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(事務局)

第5条 対策本部の事務を処理するため、総務部及び健康保険部に事務局を置く。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

議案第 34 号

大津市リサイクルセンター木戸設置条例の制定について

平成 25 年 2 月 19 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市リサイクルセンター木戸設置条例

(設置)

第 1 条 資源の有効利用と廃棄物の減量の促進を図るとともに、地域コミュニティの活性化を図るため、大津市リサイクルセンター木戸（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 センターの位置は、大津市木戸 29 番地の 3 とする。

(事業)

第 3 条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 資源の有効利用と廃棄物の減量に関する情報の提供に関すること。
- (2) 資源の有効利用と廃棄物の減量に関する講座、研修会等の開催に関すること。
- (3) 再使用品（循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 2 条第 5 項に規定する再使用（同項第 1 号に掲げる行為に限る。）を目的とした物品をいう。）の展示及び提供に関すること。
- (4) 資源の有効利用と廃棄物の減量に関する活動及びコミュニティ活動のための場所の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために市長が必要と認めること。

(会議室の使用の許可)

第 4 条 センターの大会議室又は小会議室（以下「会議室」という。）を使用しようとする者は、